

## 平成22年第2回嵐山町議会定例会

---

### 議事日程（第1号）

6月3日（木）午前1

0時開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告（藤野議長）

日程第 4 行政報告（あいさつ並びに行政報告 岩澤町長）

（行政報告 加藤教育長）

日程第 5 常任委員会所管事務調査報告

日程第 6 特別委員会所管事務調査報告

---

### 出席議員（13名）

1番 畠山美幸議員

2番 青柳賢治議員

3番 金丸友章議員

4番 長島邦夫議員

5番 吉場道雄議員

6番 柳勝次議員

7番	河井勝久	議員	9番	川口浩史	議員
10番	清水正之	議員	11番	安藤欣男	議員
12番	松本美子	議員	13番	渋谷登美子	議員
14番	藤野幹男	議員			

○欠席議員（なし）

---

○本会議に出席した事務局職員

事務局長	杉田豊
書記	久保かおり
書記	石橋正仁

---

○説明のための出席者

岩澤勝町長
高橋兼次副町長
安藤實総務課長
井上裕美政策経営課長
中西敏雄税務課長

中	嶋	秀	雄	町民課長
岩	澤	浩	子	健康福祉課長
簾	藤	賢	治	環境課長
新	井	益	男	産業振興課長
木	村	一	夫	企業支援課長
田	邊	淑	宏	都市整備課長
大	澤	雄	二	上下水道課長
田	幡	幸	信	会計管理者兼会計課長
加	藤	信	幸	教育長
小	林	一	好	教育委員会こども課長
大	塚		晃	教育委員会生涯学習課長
新	井	益	男	農業委員会事務局長
				産業振興課長兼務

---

### ◎開会の宣告

○藤野幹男議長 皆さんおはようございます。第2回定例会にご参集いただきまして、大変ご苦労さまでございます。

ただいま出席議員は 13 名であります。定足数に達しております。よって、平成 22 年嵐山町議会第2回定例会は成立いたしました。これより開会いた

します。

(午前10時00分)

---

◎開議の宣告

○藤野幹男議長 直ちに本日の会議を開きます。

---

◎会議録署名議員の指名

○藤野幹男議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第120条の規定により、

第7番議員 河井勝久議員

第9番議員 川口浩史議員

以上、2議員を指名いたします。

---

◎会期の決定

○藤野幹男議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

会期の決定につきましては、さきに議会運営委員会を開きましたので、委員長より報告を求めます。

柳議会運営委員長。

〔柳 勝次議会運営委員長登壇〕

○柳 勝次議会運営委員長 おはようございます。議会運営委員会から報

告を申し上げます。

第2回定例会を前にして、5月27日に議会運営委員会を開会いたしました。当日の出席委員は、議会運営委員並びに委員外議員出席者として藤野議長並びに出席要求に基づく出席者として岩澤町長、高橋副町長、安藤総務課長、井上政策経営課長にご出席いただきまして、提出されます議案について説明を求めました。

長提出議案については、報告1件、専決2件、人事1件、条例3件、予算2件、その他3件の合計13件ということでございます。

その後、委員会で慎重に協議した結果、第2回定例会は、本日3日から6月9日までの7日間とすることに決定いたしました。会議予定並びに議事日程につきましてはお手元に配付のとおりでございます。

また、一般質問については、受け付け順として、6月7日に1番の長島邦夫議員から5番の渋谷登美子議員、6月8日に、6番の松本美子議員から9番の清水正之議員とします。

以上、議会運営委員会から決定いたしましたことをご報告いたします。

○藤野幹男議長 お諮りいたします。

会期につきましては、委員長報告のとおり本日3日から6月9日までの7日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○藤野幹男議長 ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から6月9日までの7日間と決定いたしました。

---

### ◎諸般の報告

○藤野幹男議長 日程第3、諸般の報告をいたします。

監査委員から現金出納検査結果の報告がありました。お手元にその写しを配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、今定例会に提出されました議案につきまして報告いたします。町長提出議案、報告2件、専決2件、人事1件、条例3件、予算2件、その他3件の合計13件であります。提出議案一覧表をお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

なお、議員提出議案も予定されております。

次に、今定例会中の予定及び本日の議事日程につきまして、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、今定例会に説明員として出席通知のありました者の職、氏名を一覧表としてお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、2月から5月末まで間の議会活動状況につきましては、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、さきの定例会に委員会報告がありました。その報告の中の町政に関する要望事項等につきましては、町長あて要望を申し上げておりましたが、

このほど回答がありました。その写しをお手元に配付しておきましたので、  
ご了承願います。

以上で議長よりの諸般の報告を終わります。

---

### ◎行政報告

○藤野幹男議長 日程第4、行政報告を行います。

まず、町長に報告を求めます。なお、町長から行政報告にあわせて、本  
定例会招集のあいさつを求められておりますので、この際これを許可します。

それでは、あいさつ、行政報告の順でお願いいたします。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議長のお許しをいただきましたので、あいさつ並びに行政  
報告を申し上げたいと思います。

本日ここに平成22年嵐山町議会第2回定例会を招集申し上げましたと  
ころ、議員各位には何かとご多用の中、ご健勝にてご参会を賜り、当面する  
諸案件につきましてご審議を賜りますことは、町政進展のためまことに感謝  
にたえないところであります。

本議会に提案いたします議案は、報告2件、専決2件、人事1件、条例3  
件、予算2件、その他3件の計13件であります。各議案の提案理由並びに  
説明につきましては、日程に従いましてその都度申し述べる予定であります。

何とぞ慎重なるご審議を賜りまして、原案どおり可決、ご決定を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、平成 22 年2月から平成 22 年4月までの主要な施策に関しましては、地方自治法第 122 条の規定による事務に関する報告説明書でご報告を申し上げましたので、ご高覧を願いたいと存じます。

主なものを申し上げますと、去る3月 12 日に嵐山町地震ハザードマップを全世帯に配布をさせていただきました。町民の皆様が日ごろから防災に備えるため、ぜひこのハザードマップを活用していただきたいと思います。

また、このたび関係各位の大変なお骨折りによりまして、町内の各地区で自主防災組織が設立をされました。町といたしましては、この防災組織と連携をして、災害に強いまちづくりに引き続き取り組んでまいります。さらに防犯、交通安全につきましては、青色回転灯車でのパトロールやナイトパトロール、また日々の見守り活動など、区長さんをはじめとして地域のボランティア、PTA、議員の皆様など多くの方々の協力のもと継続をして行って、今後とも安全安心なまちづくりを推進をしてまいりたいと思います。今後とも議員各位のご支援、ご協力を賜りますようお願いを申し上げまして、あいさつ並びに行政報告を終わらせていただきます。

○藤野幹男議長 ご苦労さまでした。

次に、教育委員会に関する報告を教育長に求めます。

加藤教育長。

〔加藤信幸教育長登壇〕

○加藤信幸教育長 それでは、教育委員会関係の報告を申し上げます。お手元の 122 条による事務に関する説明書、きょうは大きく3点ほどご報告をさせていただきます。

33 ページをお開き願います。33 ページ中ほどに工事関係がございますけれども、おかげさまで順調に工事を進めさせていただきました。

その中で、グラウンド芝生化工事、七郷小学校とありますが、これにつきましては、国の地域活性化・きめ細かな臨時交付金を活用させていただきました、5月 15 日に七郷小学校の校舎前の校庭の芝張りを終えることができました。面積にいたしまして、高麗芝 775 平米でございます。ほぼ全面校庭芝生化、一部鉄棒をする場所と縄跳びをする場所を若干除きまして、芝生を5月 15 日に、きのうもちよっと行ってきましたけれども、もう緑の芽が出てきて、子供たちも楽しみにしているようですが、環境という面では温暖化防止対策であるとか、あるいは従来から少し斜面になっているので、土どめにもなるし、ぬかるみも防ぐことができると。

ただし、今一番大きいのは、今後の課題ですけれども、雑草取りをどうしようか、芝刈りをどうしようか、水やりをどうしようかと、そういう面については学校とこれから相談して、無理のないような感じでできるように工夫をしまいいりたいと考えております。

続きまして、35 ページでございます。会議関係ですが、生涯学習関係で

2月10日、3月23日等に社会教育委員会議がございましたけれども、昨年度は社会教育委員会議では、お手元のこの緑色のをちょっと見ていただきたいのですが、「すこやか子育て宣言」ということの作成についてご議論をいただきました。

平成19年に議員さんにお渡ししましたが、このような子供たちの健やかな子育てを願って社会教育委員会から諮問をし、答申をいただきましたその具体化に向けて幾つかの、親の学習講座であるとか学校応援団等について、議会の皆様のご理解をいただきながら実施してまいりました。

そこで、社会教育委員会会議では、子供たちの健やかな成長を願う、その願いを込めてこのたびこういう宣言をおつくりいただきまして、5月1日の広報で全世帯に配布をさせていただきました。左側は家族ということ、右側は地域ということ。この話し合いのテーマは触れ合いとかきずなを中心に、家族との触れ合いを深める中で、地域との触れ合いを深める中で、子供たちとどうかかわって健やかな成長に期したらいいだろうかということで、このような宣言をつくらせていただきました。

中身は極めて当たり前のことであります。その当たり前のことをみんなで子育て応援のために頑張りましょうという願いを込めて作成させていただきました。さまざまな機会での情報提供、それから活用に努めてまいりたいと存じます。

3点目は、もう一つお手元に「平成22年度嵐山町教育行政の重点施策」、

毎年作成しお配りしているわけですが、今年度はここに記された事業について実施をしてみたいと思います。

特に、いよいよ新しい学習指導要領による教育実践が、来年度は小学校、再来年度は中学校が本格実施になります。それに向けた指導の充実に努めてみたいと考えております。

また、これらの事業につきましては、例年9月の議会におきまして教育委員会の事務の点検評価について、議会にまたご報告をさせていただきたいと存じます。

以上で教育委員会関係の行政報告を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○藤野幹男議長 ご苦労さまでした。

以上で行政報告を終わります。

---

### ◎常任委員会所管事務調査報告

○藤野幹男議長 日程第5、常任委員会所管事務調査報告を行います。

まず、総務経済常任委員会の調査報告を委員長に求めます。

吉場総務経済常任委員長。

〔吉場道雄総務経済常任委員長登壇〕

○吉場道雄総務経済常任委員長 議長の指名がございましたので、総務経済常任委員会より調査報告をいたします。

朗読をもって報告にかえさせていただきます。

嵐山町議会議長、藤野幹男様。

総務経済常任委員長、吉場道雄。

所管事務の調査報告

本委員会は、所管事務の調査を下記のとおり中間報告します。

## 記

本委員会は、閉会中の特定事件である「企業と税について」を調査するため、4月21日並びに5月17日に委員会を開会し、調査研究を行った。

### 1 4月21日の委員会について

当日は、嵐山町の企業誘致に関する優遇措置のあり方について審議した。

意見として

・減免の条件をつくったり、固定資産税の補助金をつくっても企業が来ることではないと思うが、ときがわ町は、条例をつくったから来たのではなく、来るから条例をつくった。条例があるから来るという話ではなく、どれだけ企業が来やすい条例をつくるかである。

・企業そのものは、優遇措置がどれだけ整っているのかではなく、企業にとっては造成が一番費用がかかるので、造成などにお金がかからないなど、企業を呼ぶ条件をよくするなどに力を入れたほうが大切ではないか。(企業が来る環境を整える)

・新規雇用、省エネルギー対策に対する助成を考えればよい。企業だけでなく、町にとってもよいものではないか。

・労働力もかなり考慮するし、働く人のニーズが変わってきてどんどん動いてしまう。一定の労働力があるところでない、人が雇え切れなくなってしまう。

・固定資産税、新規雇用の助成の多い中で、狭山市は省エネルギーの設備に要した費用とあるが、太陽光やLEDなどの照明を使うとか、どのようなものが含まれているか、調べておいたほうがよい。

・企業進出の床面積、敷地面積は、毛呂山町では3,000平方メートル、5,000平方メートルだが、嵐山町はそれより狭くてよいのか。広くしたほうが企業が来やすい方法で、町へ提言していったほうがよいなど、いろんな意見が出た中で、企業誘致に関し企業施策など多く取り組んでいる狭山市の企業立地奨励金制度を調査研究するため、視察することを決め、委員会を閉会した。

## 2 5月17日の委員会について

当日は、木村企業支援課長の出席同行のもと、狭山市における企業誘致、支援施策について、狭山市企業立地奨励金制度を調査研究のため視察した。

初めに、狭山市企業立地奨励金制度の説明を受けた。平成18年4月1日に狭山市内で事業所の新設や拡張を行う企業に対し、立地した事業所の

土地、家屋及び償却資産に係る固定資産税、都市計画税相当額の2分の1を奨励金として交付することなどを盛り込んだ「狭山市企業立地奨励金等交付要綱」を施行。市内における設備投資を促進し、安定的税収の確保及び雇用機会の拡大を図ることで、地域経済の活性化と市民生活の向上につながることを目的として制定されたもので、要綱は平成23年3月31日までの時限要綱である。

#### (1) 企業立地奨励金

新規立地または拡張した事業所の土地・家屋償却資産に係る固定資産税、都市計画税相当額の2分の1の額を5年間にわたって「企業立地奨励金」として交付。

- ・対象となる業種.....製造業、運送業、情報通信業、自然科学研究所。
- ・交付の要件.....①事業所の敷地面積が2,000平方メートル以上か床面積が1,000平方メートル以上。②常時雇用従業員数が10人以上。

#### (2) その他の助成金

##### ア 雇用促進助成金

奨励金の交付申請時において、市内居住者を新規に1年以上常時雇用している場合。新規雇用従業員の1人当たり30万円を交付。限度額は600万円。交付回数は1回。

##### イ 環境保全施設設置助成金

立地企業の施設にリサイクル・省エネルギーや自然エネルギー利用など。

環境への負荷軽減に資する設備を設置した場合、リサイクル施設等の設置費用の2分の1を交付。限度額 300 万円。交付回数は1回。

#### ウ 水道利用加入助成金

立地に伴って水道利用加入金を納入した場合。水道利用加入金の2分の1を交付。限度額は 300 万円交。交付回数は1回。

#### エ 埋蔵文化財発掘調査助成金

土地造成に伴って埋蔵文化財の発掘調査を行った場合、発掘調査に要した費用の2分の1を交付。限度額は 300 万円。交付回数は1回。

以上が狭山市の企業立地奨励金制度の内容である。

狭山市における企業立地への取り組み状況は、平成 17 年4月企業誘致推進課を設置し、企業誘致を進めている。

平成 17 年度から 21 年度までの企業立地件数は、新設 20 社、拡張 16 社、合計 36 社である。

企業立地奨励金等交付状況は、平成 20 年度は6社で、総交付額は 2,745 万 9,200 円、平成 21 年度は 15 社で、総交付額は 7,845 万 3,700 円、平成 22 年度(見込み)は 21 社で、総交付額は 8,852 万 1,400 円である。

帰庁後、引き続き木村企業支援課長に出席をいただき、質疑、意見交換を行った。狭山市と嵐山町の企業規模を比較すると異なるところが多々あるので、今後他の市、町も調査の上、本町に合った企業誘致に関する優遇措

置のあり方を検討していきたい。以上、中間報告といたします。

○藤野幹男議長 ただいまの委員長報告につきまして、何かお尋ねしたいことはございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○藤野幹男議長 ないようですので、お引き取り願います。

ご苦労さまでした。

次に、文教厚生委員会の調査報告を委員長に求めます。

渋谷文教厚生常任委員長。

〔渋谷登美子文教厚生常任委員長登壇〕

○渋谷登美子文教厚生常任委員長 それでは、文教厚生委員会の報告を行います。

最初にもう提出してあります報告書を読み上げて、それから、皆さんにパワーポイントでどのように状況になっているかを見ていただければと思います。では、読みます。

平成 22 年6月3日。嵐山町議会議長、藤野幹男様。

文教厚生常任委員長、渋谷登美子。

所管事務の調査報告

本委員会は、所管事務の調査を下記のとおり中間報告します。

記

本委員会は、「地球温暖化対策について」と「文教厚生委員会に関係す

る公共施設とそれにかかる人的配置について」を閉会中の特定事件とし、4月19日、5月7日及び5月25日に委員会を開会し、調査研究した。

## 1 地球温暖化対策について

(1)4月19日の委員会では、川越市の地球温暖化対策推進条例と地球温暖化対策推進法案について、2つのワーキンググループで調査したことを報告し、議論した。

### ①地球温暖化推進基本法案

内容として

#### ・地球温暖化対策の基本原則の制定

新たな生活様式を確立し、温室効果ガスの排出量を削減、吸収作用を保全、強化可能な社会を構築する。

#### ・国、地方公共団体、事業者、国民の責務を定める

#### ・温室効果ガスの排出量の目標

2020年 1990年度比 25%削減

2050年 1990年度比 80%削減

再生可能なエネルギーの供給量を1次エネルギーの供給量に占める割合を2020年に10%にする目標。

#### ・基本計画と基本施策

### ②川越市地球温暖化対策推進条例の概要

#### ・市、事業者、市民、民間団体、滞在者の責務

- ・地球温暖化対策地域推進計画の策定
- ・事業者による温室効果ガス排出量に係る削減計画書の策定
- ・建築主による建築物に係る環境に配慮した計画書の策定について
- ・小売販売事業者による特定機械器具等の省エネルギーの性能表示
- ・地球温暖化対策を推進するためのさまざまな施策について

(2)5月7日の委員会では、環境課長に同行を依頼し、川越市を視察、川越市の地球温暖化対策推進条例の経過並びに推進計画の実施について研修した。

#### ①条例制定の経緯

川越市では、平成 18 年度に環境政策課に地球温暖化対策担当を設置。平成 18 年9月に川越市良好な環境の保全に関する基本条例を公布。平成 19 年に環境審議会に対し、「地球温暖化対策条例の考え方」を諮問し、同年9月に市民にパブリックコメントを実施し、平成 19 年 10 月に環境審議会からの答申を受けている。その後、平成 19 年 12 月の議会において「川越市地球温暖化対策条例」が議決された。市では、全国で3番目の制定となった。

#### ②地球温暖化対策地域推進計画(平成 21 年3月に策定)

##### 重点プロジェクト

- ・川エコ市民運動(自分のこと化、見える化を行う)
- ・エコチャレンジカンパニー普及促進プロジェクト(中小企業への補助制度)

- ・エコハウス普及促進プロジェクト
- ・太陽エネルギー等活用推進プロジェクト
- ・グリーン交通プロジェクト
- ・緑のまちづくりプロジェクト
- ・ごみダイエットプロジェクト

③具体的施策では

・平成8年より20年までの1%節電運動で、CO2の削減量は8,193万トンで5,000万円の経費削減。節電で浮いた経費を市民の太陽光発電システム設置への補助へ(平成9年～平成21年で1,619件補助)

- ・公共施設への太陽光発電システムの導入
- ・川越市内で回収された紙を使って封筒やリサイクルボックス、レターファイルなど川越ブランド製品を作製
- ・庁内ごみ組成調査を行い、庁内から出るごみを10分の1に減量
- ・市民の取り組みとして、エコチャレンジファミリー認定事業、エコチャレンジスクール認定事業、川越市HP上にエコチャレンジカンパニーの広場、エコチャレンジイベント、エコドライブの普及促進、緑のカーテン事業、屋上緑化、学校の壁面緑化、校庭の芝生化等が行われている。

④帰庁後、環境課長より現在の環境課の実務状況として、課長を含め環境課職員の半数の交代、アライグマ対策の負担が大きいこと、本年度は環境基本条例を制定するために時間を費やすこと、環境課としては、全面

的に地球温暖化対策推進条例制定に係ることには時間的制約があることなどの説明を受けた。

条例制定後実施するのは執行側であるため、執行可能な条例を制定するためには、町との協働が不可欠であること、環境課担当者が本委員会に参加することが委員会で合意された。

(3)5月25日の委員会においては、今後の方向として委員会には常に環境課担当職員が参加し、本委員会と町が協働して条例を策定することで確認し、23年度6月議会における議案提案を目指し、町、町民、事業者等と意見交換をしながら、策定を進めることとした。

## 2 文教厚生に関係する公共施設とそれに係る人的配置について

(1)4月19日の委員会では、社会福祉協議会に依頼し、勤労福祉会館においてハンディキャップ体験を行った。白内障と視野狭窄のゴーグル、音が聞こえなくなるイヤホン、ひざ、ひじ等を曲げることができなくなるバンド、アイマスク、車いす体験で、2人1組になって勤労福祉会館の内部、外周等の移動を確かめた。

各委員会の体験より、道路の1センチから2センチ程度の段差や舗装のくぼみで車いすでは移動できないこと、麻痺の疑似体験により、階段の両サイドに手すりが必要であること、ガイドヘルプなしでは、視覚障がいの場合には勤労福祉会館の外周は歩けないこと、菅谷出張所のインターホンは目立たず、インターホンの位置が高いことなどを確認した。

(2)5月25日の委員会では、東松山市の高坂丘陵市民活動センター、大岡市民活動センター、平野市民活動センターを視察した。

①視察について

視察に当たって、東松山市役所において市民活動センターの東松山市での位置づけの説明を受けた。東松山市では平成20年度機構改革を行い、市民活動支援センター条例を改正し、市民活動センターで公民館事業、図書館事業などの生涯学習部門について教育委員会の承認を得て、市長部局で行う。市民活動センターでは、所長、副所長、職員が出張所業務と生涯学習事業を行う。各地の市民活動推進員とハートピアまちづくり協議会委員とで、市民活動センターの事業計画を進めている。

市民の市民活動センターの使用料は、登録団体の最初の1年間は有料であるが、継続している団体は2年目から無料になる。休館日は年末年始のみ、開館時間は午前9時から午後9時30分であり、職員が定時で退出後守衛が管理し、夜9時30分に閉館する。

・高坂丘陵市民活動センター

平成4年に建設。総面積1,565平方メートル。周囲の緑と黒と白のタイル張りの外観の調和の美しく、埼玉県景観賞を受賞している。フリースペースは200平方メートルと広く、2階にある。丘陵地の地形を活用し、2階にも入り口があり、直接入ることができる。

高齢者専用席が用意されている。小中学生が、放課後立ち寄ることも多

く、子どもも利用し、勉強していることもあるという説明だった。グリーンカーテンとしてゴーヤの苗が準備されていた。

3階は、リフレッシュホールとしてフローリングされている。玄関ホールには天井と壁の境にレールが張っており、地域住民のグループの写真や絵が掲示してある。1階に事務所があり、出張所機能と生涯学習業務を担っている。

#### ・平野市民活動センター

平成6年に建設。総面積 1,751 平方メートル、外観は濃いブルーの八角形の建物。隣接する敷地に体育館があるが、体育館は指定管理者制度となっている。フリースペースは 162 平方メートルで、2階にも入り口があり、直接入ることができる。

全面ガラスで明るく、開放感がある。近隣の小中学生が放課後立ち寄り、学習することが多いという説明があった。和室の大広間があり、太極拳等にも活用されている。玄関ロビーに高坂丘陵センターと同様に天井と壁の境にレールがあり、住民グループの書がかけられていた。

#### ・大岡市民活動センター

平成14年に建設、総面積 1,129 平方メートル、オランダのナイメーヘンと姉妹都市を結んだことより、外観はオランダのイメージ。外観は風車の倉庫がある。れんがづくりで明るい。1階にコミュニティーホール(フリースペース)ですが、100 平方メートルあるが、大岡市民活動センターは入り口は1カ

所のみ、2階にもフリースペースがある。2階のフリースペースには、住民の絵画、旧大岡公民館の写真が展示されている。フローリングの会議室があり、固定された鏡が設置されていた。工芸室があり、水道、ろくろ等が設置されている。陶芸窯が置かれている窯室がある。近くに小中学校があり、子どもたちが放課後立ち寄るといった説明があった。

ゴーヤによるグリーンカーテンが準備されていた。

## ②(仮称)ふれあい交流センターの進捗

大塚生涯学習課長より現在までの進捗の説明を受け、新たな課題として対応すべきことを議論した。

(仮称)ふれあい交流センターの設計の最終段階に入っており、6月7日頃に実施設計が完了予定、その後、業者選定委員会を開き、一般競争入札で行う。そのため準備に40日は必要で、4月20日ごろをめどに入札を行い、7月下旬から8月上旬に臨時議会を開催し、落札業者との契約の議決を求めること。駐車場は、現公民館の敷地に61台、勤労福祉会館側に身障者用の3台のスペースがあることなどの説明を受けた。

視察により設計に反映すべき事項として、下記の緊急要望を5月26日付で提出した。

i 会議室の1つは、はだしで活用できるよう床をフローリングにし、固定鏡を設置し、開閉する扉をつけること。会議室としては多目的室2Bないしは商工会使用室が適当ではないかと考えられる。

ii 階段には両サイドに手すりを取りつけること。

iii 入札差金がある場合、旧勤労福祉会館における和式トイレを洋式トイレに直すこと。

その他の議論として

i 駐車場の整備と外観のイメージについて

建物の外観に多額の予算を使うことは難しいので、外周のイメージを明確に。

ii 隣地との境界について、季節のよい時期にはベランダに出る人もいるので、目隠し、また建物の外部にグリーン等が設置できるような工夫が必要。

iii 建設後の道路は、段差等がなく、車いすの移動が可能であるようにすべき。

iv 外周については、視覚障害の方のための点字ブロックと車いす利用の人の両方に、移動に困難のないような工夫が必要。

v ふれあい交流センターが開館されてからは、職員退室後の管理はセコムではなく、守衛による管理のほうが住民に親切。

### ③社会福祉協議会の移転について

社会福祉協議会石井事務局長より、社会福祉協議会の移転の進捗について報告を受けた。本年4月1日より5年間契約で、年間297万円の賃料ということであり、電線配線工事、トイレ改修が必要だが見積もりがとれていな

いこと、6月末をめどに転居する予定であること。左の2つの教室を事務所とし、右の2つの教室をおもちゃ図書館とすることなどの説明であった。

### 3、要望事項

(1)(仮称)ふれあい交流センターを町民が親しみやすい外観であるようにイメージを明確にし、示されたい。

(2)隣地との境界については見た目をよくし、2階のベランダからの視線をさえぎることも考慮されたい。建物の外周については、温暖化対策としてグリーンカーテン等が設置しやすい工作をされたい。

(3)外周、内部等について視覚に障がいのある人と身体に障がいのある人の両者とも移動に不都合のないようなバリアフリーを考えられたい。

(4)ふれあい交流センターがオープンしてからは、職員の退出後は守衛が管理するように図られたい。

以上報告し、今後も引き続き調査したいので、中間報告とします。

なお、外観と外周の図については、皆さんのポストに配付してありますので、ごらんください。それは、まだ文教厚生委員のほうも見ていないものですので、これからまた判断したいと思います。

では、皆さんに文教厚生委員会の報告の写真をお見せしたいと思いませんけれども、これが、大岡市民活動センターで、みんなでオランダに行った気分になって、オランダに視察に行ってきたという感じです。

次をお願いします。これが4月19日に行った障害者の擬似体験の始ま

りのところでは、このところなのですけれども、みんなでアイマスクで白内障の疑似体験と、視野狭窄の疑似体験をしているところです。

次をお願いします。これは、ひじやひざを固定してひじやひざが曲がらないようにした麻痺の疑似体験のところでは、次をお願いします。この足が不自由なところで階段の上りおりをしています。これが、上がるほうはまだ何とかなるのですけれども、下るときがとてもきついということを皆さんで体験しました。

次をお願いします。車いすの疑似体験なのですけれども、ここで、このぐらいの段差でも持ち上げるのがとても大変で、よっこらしよという感じでした。

次をお願いします。やっと上れたわけなのですけれども、かなり動かさないと難しく、この段差なのですけれども、2センチか3センチぐらいだったと思います。

次をお願いします。これは、道路がでこぼこしているので、こら辺にくぼみがあるのですけれども、そうするともう動けなくなるということがわかりました。

では、次をお願いします。これは、自動販売機なのですけれども、車いすでは自動販売機に手が届かないということがわかりました。ここも多分くぼみか何かがあって、よっこらしよというふうな感じで上に上がって、公民館のインターホンに行くところなのですけれども、難しかったのです。これはガイドヘルパーで、1人を全く目が見えない状況にして、1人がガイドヘルプをして

1周しているところで、これも本当に信頼関係があってもなかなか動くのが難しいという感じでした。ここで1周しているわけなのですからけれども、みんなでかなり怖い思いをしながら1周したという思いがあります。

次をお願いします。これが地球温暖化の川越市役所の視察の始まりです。ここは、川越市役所の屋上にあります太陽光のパネルなのですからけれども、これの利用状況が、これ写真にないのですけれども、1階の受付のところがありました。発電状況です。太陽光発電のパネルを見ているのですけれども、雨が降ってきて大騒ぎになりました。

次をお願いします。これも市役所の視察風景です。屋上から見えた小学校の壁面緑化なのですからけれども、こんな感じで壁のすぐそばに壁面緑化がされていて、これはずっとグリーンが続いている状況です。次をお願いします。これも同じ状況です。ちょっと違う場所のところですからけれども、同じように壁面緑化がずっと続いています。

次をお願いします。これは壁面緑化をするために、雨水タンクがあって、雨水タンクで水を壁面緑化の地面のところに上げているというところです。

次は、今度は施設説明というか、東松山市の各市民活動センターの説明、5月25日の市役所での説明の場面です。

次をお願いします。これは、高坂丘陵市民活動センターの入り口なのですからけれども、この周りは実はここしか撮ってないのです。すごく緑が多くて、とてもきれいに生えていました。

次をお願いします。1階のロビーなのですけれども、ここの上のほうに天井と壁の間にレールが張ってありまして、それで、レールからつるすというふうな感じで皆さんの写真が掲げてあります。

次をお願いします。これはコミュニケーションルームなのですけれども、これは2階なのです。1階入ると2階なのですけれども、2階の入り口がありまして、そこから入るとすぐに入ってこられるというところです。

次をお願いします。これが同じくコミュニケーションルームなのですけれども、青いイスが高齢者専用の席で、午前中多くの高齢者の方がいらしているということだったのですが、この高齢者の方たちがお掃除の方たちともお話をしたりして、とても親しげにしてらっしゃるということでした。これが高齢者席でして、高齢者席というふうに書いてあります。その横に、皆さんで行われた俳句とかそういったものが置いてあります。

次をお願いします。やっぱりコミュニティーセンタールームなのですけれども、ここにかなり子供たちが来て、いろいろして遊んで、それで絵や何かもかいてあります。これが視聴覚室です。

次をお願いします。この高坂丘陵活動センターに続く道なのです。これが2階の歩道に行くところなのです。2階のコミュニティーセンターです。これが2階からの入り口で、さっきの道路からの続きの場所です。

次をお願いします。これが2階の入り口です。次をお願いします。今ゴーヤの苗をつくっていて、東松山市は花とウォーキングのまちなので、たくさん

の苗がつくられていました。これは花の苗です。

次は、平野市民活動センターの外観なのですけれども、こっちは余り映っていないのですけれども、八角形の外観になっています。

次をお願いします。これが平野の玄関ホールなのですけれども、やはり皆さんの、住民の方の書がずっとかけられています。

次をお願いします。これが、第2玄関といいますか、道路から入ってくるコミュニティホールの入り口のほうです。嵐山の図書館と同じような作り方なのですけれども、次をお願いします。コミュニティルームです。これがやはり、ここに子供たちも来て遊んでいるというところです。これが大岡市民活動センターなのですが、これがオランダづくりなのですけれども、このみんなで見ているところが、今ゴーヤの苗をつくっているところを見えています。

次をお願いします。これが大岡の玄関ホールです。これもとても明るくて、ちょっとこの上にモビールがあったのですけれども、それは外しました。

次をお願いします。これが大岡の事務室の管理室なのですけれども、この全部が大岡の管理室の中で、セキュリティーや電気などが全部管理できるという配電図です。

次をお願いします。これが、コミュニティルームで、これが100平方メートルぐらいで、奥にピアノが置いてあります。それぞれみんな奥にピアノがあったのですけれども、ここを特に写しています。これが大岡のコミュニティルームです。これはきれいに写っていますけれども。

次をお願いします。コミュニティーセンターの和室の大広間です。ここで太極拳をつい最近まで、私たちが視察する直前まで太極拳をやっていたというお話でした。

次をお願いします。これは、窯がコミュニティーセンターの中にあって、窯です。窯室の状況です。これは、窯室ではないのですけれども、技術室にろくろがありました。

次をお願いします。これは2階のフリースペースで、やはりこの2階のフリースペースの上に、住民の方の絵や写真が掛けてありました。これが、この奥なのですけれども、固定の鏡があって、ここは会議室が2つに仕切られていて、床がフローリングなので、ここでダンスなどは鏡を見ながら、かなりの多くの方が利用されているということでした。ここが調理室です。次をお願いします。調理室の倉庫です。お茶室です。嵐山の今度の交流センターも和室はお茶室にも改造できるということなので、一応入れておきました。

次をお願いします。水屋です、お茶の。これは、さっき見てた大岡のゴーヤで、この上のほうに実は雨どいの横にロープが張ってあってという感じでした。これでおしまいという状況です。

以上、報告を終わります。

○藤野幹男議長 ただいまの委員長報告につきまして、何かお尋ねしたいことはございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○藤野幹男議長 ないようですので、お引き取り願います。

ご苦労さまでした。

以上で常任委員会所管事務調査報告を終わります。

---

### ◎特別委員会所管事務調査報告

○藤野幹男議長 日程第6、特別委員会所管事務調査報告を行います。

議会活性化特別委員会の調査報告を委員長に求めます。

清水議会活性化特別委員長。

〔清水正之議会活性化特別委員長登壇〕

○清水正之議会活性化特別委員長 それでは、議会活性化特別委員会の報告を行います。

報告の前に、今回は3回の特別委員会を開きました。同時に、この特別委員会は、3月議会に一問一答制の試行をするということで3月議会は行ったわけですが、3回のうち1回はその反省会も含めて、特に答弁書の配付や項目ごとの質問の徹底などに不徹底な部分もあったということで、これを統一するという形でやりました。同時に、それぞれの委員さんから意見を出していただいたということなのですが、総体的には、一問一答制については大変やりやすかったという意見が、総体的な意見として挙がっていたというふうに報告しておきます。

同時に、残りの2日間については、議会の基本条例の制定に当たっての

勉強会ということで行いました。また、議員会の講演会という形でこの基本条例の勉強会もこの間に行われるということも含めて、合計で3回の委員会を開催しました。したがって、2回の委員会については結論を得るという委員会ではありませんでした。

それでは、特別委員会の報告をしたいというふうに思います。

平成 22 年6月3日。嵐山町議会議長、藤野幹男様。

議会活性化特別委員長、清水正之。

所管事務の調査報告

本委員会は、所管事務の調査を下記のとおり中間報告します。

## 記

### 1 調査事項

議会活性化に向けた調査・検討について

### 2 調査結果

本委員会は、閉会中の特定事件である「議会活性化に向けた調査・検討について」を調査するため、4月5日、16日及び5月14日に委員会を開催し、調査研究を行った。

#### (1)4月5日の委員会について

当日は、3月定例会で試行として行った一般質問について検討した。検討内容は、各議員の質問時間、項目ごとの質問回数など報告した後、意見、検討に入った。検討内容は、①一般質問の時期、②提出期限等、③質問方

法について検討した。

検討結果は

①一般質問の時期については、議会開催の最初に行うこととし、6月定例議会から行うこととした。

②一般質問通告の提出期限は、毎議会ごとに定例会の前に行われる議会運営委員会の前日、午後5時までとし、答弁書の不要な場合は、通告書に「答弁書不要」と記載することとした。また、答弁書の配付については、質問の直前に質問議員のみ配付とした。

③質問方法としては、大項目ごとに質問し、答弁を行うこととし、第1回目の質問、答弁の方法は、大きい項目にて同項目中の小項目も含めた質問とし、答弁書のとおり答弁していただく。2回目以降の質問、答弁は、小項目の順とする。以後は前述のとおりすることに決定した。

## (2)4月16日の委員会

当日以降の委員会は、「議会基本条例」制定に向けての委員会とした。

当日は、福島町の基本条例を条文ごとに学んでいった。

基本条例については、議員会でも講師を招いての勉強会の開催を予定しており、次回は、講演会を参考に近隣の鶴ヶ島市、ときがわ町の基本条例を学ぶこととした。

## (3)5月14日の委員会

講演会が5月の12日だったと思います。この委員会の前に行われたと

ということで、当日は講師の「前文が大事」との指摘を受け、鶴ヶ島市、福島町、栗山町、久喜市などを参考に、前文についての検討をした。

結論的には、もう少し時間をかける必要があり、松本市、所沢市などの条例を取り寄せ、視察も検討課題として進めることにした。ということで、松本市と所沢市の条文については、それぞれ議員さんの棚に置いてありますので、参考にしておいてください。

6月の補正については、科目設定する。次回も基本条例について検討するというので、6月の科目設定の補正については、専門的な意見も聴取したいということで、今後支出が見込まれる場合もあるということで、当面科目設定にしたということでもあります。

以上で報告を終わりにしたいというふうに思います。

○藤野幹男議長 ただいまの委員長報告につきまして、何かお尋ねしたいことはございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○藤野幹男議長 ないようでございますので、お引き取り願います。

ご苦労さまでした。

---

### ◎休会の議決

○藤野幹男議長 お諮りいたします。

議事の都合により6月4日は休会いたしたいと思っております。これにご異議

ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○藤野幹男議長 ご異議なしと認めます。よって、6月4日は休会することに決しました。

---

◎散会の宣告

○藤野幹男議長 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。  
本日はこれにて散会いたします。  
ご苦労さまでございました。

(午前10時57分)